第二千五百七十六号

平成十八年一月十一日

(水曜日)一月十一日

平成十八年

名川町国民健康保険名川病院

三戸郡名川町大字平字虚空蔵二九

名

称

所

在

地

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県告示第八号

(障害福祉課) (保験課)(医療薬務課)

:

:

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

平成十八年一月十一日

林

課 :

:

: :

同同

青森県知事 Ξ 村 申

吾

ロ 有 限 会 社 ブ	ス ワサー ビ	氏名 称 又は	指定居宅共
ーーニ 字赤坂二六八の 青森市大字戸山	銀杏木一の四五三戸郡五戸町字	所在地又は住所主たる事務所の	指定居宅サービス事業者
生応認 活型知 介共症 護同対	訪問介護	類 ビ居 ス マサー 種 ー	
ディグルー ブロンホ	アダイワ・ケ	名称	行う事業
丁目ニーのニーのニーのニー	二新井田一の一三戸郡五戸町字	所 在 地	り事業所 ピカー ビス事業を
111-111	〒平 三 三 三	年指月日定日定	

青森県告示第九号

七条の二十三第一号の規定により公示する。 により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十七条の四第 一項の規定 同法第十

ಠ್ಠ

告 目 示 次

救急病院の廃止.....

保安林の指定予定...... 右 知的障害者福祉法による特定知的障害者授産施設の指定... 知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定 身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定 介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....

同 同

> 同 同 政

:

:

껃 끄디

右 右

公

告

同

開発行為に関する工事の完了.....

(建築住宅課)

:

Ħ.

示

青森県告示第七号

1) 平成18年1月11日 水曜日

第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示す より、同医療機関は救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条 次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことに

(

平成十八年一月十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

ど株 ま式 り会	名	指
り会 社 こ	称	定居
二大字 五字小泊字 小泊字朝間 間	所の所在地 地	宅支援事業者
等居 事宅 業 護	援権の履行を	居体 宮障
支援事業所と株式会社こ	名	事身業体
業介社 所護こ	称	を障行害
一大北 一字津 〇小軽	所	行う事業に
の泊郡一字中	在	所生活力
〇鮫泊 貝町	地	援
示平 ∙成 •	年指 月 日定	
	_	. —

青森県告示第十号

ıΣ 十三第一号の規定により公示する。 知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十五条の五第一項の規定によ 次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二

平成十八年一月十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

11	一 字愛宕 後四の の 町町	こすもホーム	援地 助域 事生 業活	二字字型 大字字郡 八八の市町	務組合 三戸郡福祉事
六平 ・成 ・ 一	二の三二二 久保字行人塚 八戸市大字大	ム「たんぽぽ」	援地 助填 事生 業活	二の一〇 八戸市大字大山二 二	のぞみ会社会福祉法人
年 月 日	所 在 地	名称	援権の履行を	所 の 所 在 事 務	名称
指 定	宅支援事業を	行う事業所知的障害者居	民的	又援事業者	指定居宅吉

青森県告示第十一号

より、次のとおり特定知的障害者授産施設を指定したので、同法第十五条の三十一第 知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十五条の十一第一項の規定に

号の規定により公示する。

平成十八年一月十一日

称	
设	
置	
の	
場	
所	
指定年月日	

青森県知事

Ξ

村

申

吾

月見野食房	名称
つがる市森田町森田月見野四七六の一	設
	置
	Ø
	場
	所
平成六一一	指定年月日

青森県告示第十二号

ので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。 農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

平成十八年一月十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

 $\stackrel{-}{\hookrightarrow}$ 保安林予定森林の所在場所

内真部字内真部山一の一 町大字今別字今別山一・大字浜名字今別山一の一・大字大川平字西大川平山一の 田小国東小国山一の一・蟹田山本東小国山一の一・蟹田小国矢櫃山一の一・今別 | ・蓬田村大字広瀬字広瀬山一の一・大字瀬辺地字瀬辺地山一の一・青森市大字 字平舘野田尻高川一の一・平舘今津尻高川一の一・平舘石浜尻高川一の一・蟹 東津軽郡外ヶ浜町字三厩宇鉄山一の一・字三厩山一の一・字三厩増川山一の一 (以上一五筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

保安林指定の目的

水源のかん養

 (\equiv) 指定施業要件

立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西大川平山一の一・字広瀬山一の一・字内真部山一の一 (以上一二筆国有林。 田山本東小国山一の一・大字今別字今別山一・大字浜名字今別山一の一・字 舘今津尻高川一の一・平舘石浜尻高川一の一・蟹田小国東小国山一の一・蟹 字三厩宇鉄山一の一・字三厩増川山一の一・字平舘野田尻高川一の一・平

次の図に示す部分に限る。)

- (2)その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3)係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に
- (4)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

 $\overline{\longrightarrow}$ 保安林予定森林の所在場所

国有林。次の図に示す部分に限る。) 字雷電林一の一・大字茂浦字月泊山一の一・大字稲生字月泊山一の一 東津軽郡平内町大字福舘字雷電林一の一・大字浅所字雷電林一の一・大字東滝 (以上五筆

- 保安林指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

 (\equiv)

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない
- (2)係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
- (3)間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

保安林予定森林の所在場所

次のとおりとする

山口字二股山一・字高森山一の一・大字藤沢字二股山一の一・大字中野字高森山 東津軽郡平内町大字松野木字カド山一の一・大字田茂木字福取山一の一・大字

の図に示す部分に限る。 ・大字土屋字高森山一の一・大字盛田字石神山一の一・大字福嶋字石神山一の ・大字福舘字石神山一・大字小豆沢字水ヶ沢山一の一(以上一一筆国有林。

次

保安林指定の目的

干害の防備

- 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- (1)主伐に係る伐採種は、 定めない。

- (2)係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
- (3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次の図」及び「次のとおり」 次のとおりとする。 Ιţ 省略し、 その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課並びに青森市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第十三号

ので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。 農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

平成十八年一月十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

保安林予定森林の所在場所

広戸山一の一・大字深浦字深浦山一の一・字大館二四三の三・大字岩崎字西岩崎山 一の一 (以上九筆国有林。 木字驫木山一の一・大字追良瀬字北追良瀬山一・字西追良瀬山一の一・大字広戸字 西津軽郡深浦町大字田野沢字砂子川一の一・大字風合瀬字砂子川一の一・大字驫 次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

水源のかん養

Ξ 指定施業要件

(-)立木の伐採の方法

次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

山一の一・字深浦山一の一・字西岩崎山一の一 (以上六筆国有林。 大字風合瀬字砂子川一の一・字北追良瀬山一・字西追良瀬山一の一・字広戸 次の図に示

す部分に限る。)

次の森林については、主伐は、択伐による。

一の一・字北追良瀬山一・字西追良瀬山一の一・字広戸山一の一・字深浦山一 大字田野沢字砂子川一の一・大字風合瀬字砂子川一の一・大字驫木字驫木山

の一・字大館二四三の三・字西岩崎山一の一 (以上九筆国有林。次の図に示す

青森県告示第十四号

部分に限る。

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係
- 5 間伐に係る森林は、 次のとおりとする
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする

水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

平成十八年一月十一日

県

報

青森県知事 Ξ 村 申 吾

(-)保安林予定森林の所在場所

青

森

字南小泊山一の一・字中小泊山一・五所川原市相内相内山一の一 (以上五筆国有 北津軽郡中泊町大字薄市字薄市山一の一・大字今泉字今泉山一の一・大字小泊 次の図に示す部分に限る。

保安林指定の目的

水源のかん養

- (\equiv) 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- (1)次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 字薄市山一の一・字今泉山一の一・字南小泊山一の一・字中小泊山 二・相

内相内山一の一(以上五筆国有林。 次の図に示す部分に限る。

(2)次の森林については、主伐は、択伐による

相

保安林指定の目的

水源のかん養

内相内山一の一 (以上五筆国有林。 字薄市山一の一・字今泉山一の一・字南小泊山一の一・字中小泊山一・ 次の図に示す部分に限る。

(3)その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (4) 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
- (5)間伐に係る森林は、 次のとおりとする
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

保安林予定森林の所在場所

次のとおりとする

<u>_</u>

北津軽郡中泊町大字小泊字権現崎一 (国有林。 次の図に示す部分に限る。)

保安林指定の目的 土砂の崩壊の防備

(__)

 (\equiv) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

水産部林政課並びに五所川原市役所及び中泊町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」 ıţ 省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

青森県告示第十五号

ので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。 農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

平成十八年一月十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

保安林予定森林の所在場所

三 (以上三二)筆国有林。 頭二の三から二の五まで・字饅頭長根一・字湯田平一の四・字添ノ沢三六・三七の の一・字夫雑原下山四から六まで・字洞内沢三四の一・三八・字沼山二・字洞内沢 内・字鳥井平六三の内・字干草橋五七の一・字大谷地東沢一六の内・東北町字細津 八〇・字萌出道ノ上一〇九・字岩戸朝日富一・字大久保平一・二・三の二・四・五 ・字向井田三三の一の内・五二の内・七五の一の内・七六の一の内・字蟹田三三の 上北郡野辺地町字地続山一の一・字中輿田川二一の一の内・字東太田ノ沢一の一 次の図に示す部分に限る。

一の内・字蟹田三三の内・字鳥井平六三の内・字干草橋五七の一・字大谷地東 字地続山一の一・字向井田三三の一の内・五二の内・七五の一の内・七六の

次の森林については、主伐は、択伐による。

2

沢一六の内

(以上九筆国有林。

次の図に示す部分に限る。)

字地続山一の一・字湯田平一の四・字添ノ沢三六・三七の三 (以上四筆国有 次の図に示す部分に限る。

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

水産部林政課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

開発行為に関する工事の完了

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。 次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律

平成十八年一月十一日

地域の名称 (工区) に含まれる

及び氏名 (名称) 開発許可を受けた者の住所

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

野五一の一南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中

野五〇の一の津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中 齋藤千里

公

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)